

町営住宅 制度が変わります

平成10年
4月1日から

平成8年5月31日に公布された「公営住宅法の一部改正する法律」では、本格的な長寿社会をにらんだ福祉政策との連携の強化、さらには入居資格改正や収入に応じたきめ細かい家賃設定など、適切な対応を行うためのさまざまな改善策が盛り込まれ、より時代に即した公営住宅の在り方が提示されました。

三隅町では、この法改正の趣旨を最大限反映し、平成9年9月町議会で「三隅町営住宅条例」を改正しました。

新町営住宅制度は、みなさまの日々の生活に直接関わる大切な制度です。その趣旨をご理解いただき、よりよい町営住宅の実現にご協力をお願いします。

改正の主なポイント

1. 高齢者世帯や障害者世帯の方が、より入居しやすくなりました。
2. 家賃算定方式が変わり、入居者の収入、団地の立地、住宅の規模等を加味し適切な負担となるよう家賃設定を行います。
3. 社会福祉事業に公営住宅が活用できるようになります。

新家賃制度

これからは、入居者の収入や住宅の規模、立地条件、築年数等に応じて、毎年度家賃を設定し、10月に翌年度の家賃をお知らせします。

※あなたの収入申告で、家賃が決まります。

「収入申告について」

適切な家賃を設定するため、毎年6月30日までに入居者の方々の収入の申告をしていただきます。

申告がない場合は家賃設定ができないこととなりますので、近傍同種の住宅の家賃を徴収することとなります。収入の申告をお願いします。

〈収入超過者の家賃〉

近傍同種の住宅の家賃を上限として、収入に応じて段階的に本来の入居者の家賃から近傍同種の住宅の家賃に近づくように算定します。

〈高額所得者の家賃〉

近傍同種の住宅の家賃を徴収します。

明渡請求期限到来後は、近傍同種の住宅の家賃の2倍の金銭を請求します。

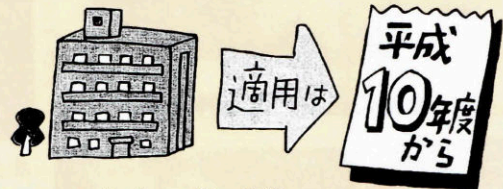
入居収入基準の緩和について

1種・2種の種別区分を廃止し、高齢者世帯等の入居収入基準を法定限度額の26万8千円に設定しました。

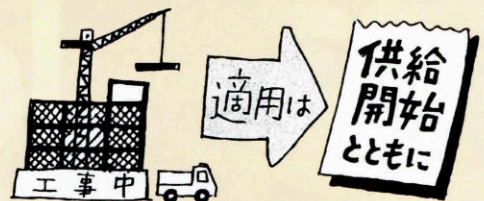
	旧制度	新制度
1種	198,000円以下	高齢者世帯等 268,000円以下 一般世帯 200,000円以下
2種	115,000円以下	

注) 金額はいずれも政令月収

平成7年度以前の予算でつくられた
既存の公営住宅の場合…



平成8年度以降の予算でつくられた
新規公営住宅の場合…



(向山住宅が対象)

